

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	建設部 建設管理課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【法定外公共物占用料】 法定外公共物占用料の減免及び減免割合の根拠条項が誤っていた。	措置状況	措置済 令和4年10月11日
		根拠条項について、10月11日より訂正しております。	
2	【茨木市現況平面図修正業務委託料】 受託者は、作業計画書並びに工程表を市に提出し、承認を得なければならない（仕様書第6条）としているが、承認をしていなかった。	措置状況	措置済 令和4年11月17日
		11月に承認済みです。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 建設管理課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【ブロック塀等撤去事業補助金】</p> <p>提出書類チェックシートをホームページで公開し、補助申請時に提出を求めているが、交付申請額欄について、「通学路か否か不明の場合は、空欄にして下さい。」と記載していた。空欄である場合その書類は不完全なものであることから受理することができないとも考えられる。誤解を生じさせかねない不正確な記入方法の記載を改められたい。</p>	<p>HPを修正しました。</p> <p>「通学路か否か不明の場合、空欄にして下さい。」→「通学路か否か不明の場合は、ご相談下さい。」と記載を改めました。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 道路課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【行政財産の目的外使用料】</p> <p>行政財産の使用を許可することができる場合は、茨木市財務規則第202条において、条件に該当する場合に限るものとしてされており、また、同条第5号では、条件に該当しない場合であっても市長が特に必要があると認める場合は許可することができるとしている。</p> <p>本件目的外使用の許可は、市長が特に必要があると認める場合に該当するとのことで許可しているが、起案文書等に、特に必要があると認める判断をした根拠を記載していなかった。</p> <p>当該事例については、平成30年度定期監査においても委員意見を付しており、担当課からは「起案決裁において、特に必要があると認める判断をした根拠を明記いたします。」という回答があったにもかかわらず、改善がなされていなかった。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和4年9月12日</p> <p>使用許可簿に起案時の注意として許可の根拠を明記する旨の例文を綴じておき、今後、起案文書に明記いたします。</p>
2	<p>【市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料（その2）】</p> <p>修繕料を支出負担行為で執行する場合、修繕の緊急性の理由を記載した理由書を添付しなければならない（財務事務について 支出負担行為等の処理区分・件名・内容入力例）とされているが、添付していなかった。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和4年11月11日</p> <p>今後、緊急性の理由を添付するようにいたします。</p>
3	<p>【市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料（その2）】</p> <p>一者特命随意契約を行う場合は、随意契約理由について詳しく具体的な説明を記載すること（契約事務庶務担当者研修資料 令和4年5月付契約検査課作成P.8）とされているが、説明を記載していなかった。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和4年11月11日</p> <p>今後、随意契約の理由を添付するようにいたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 道路課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料（その2）】</p> <p>当該3件の修繕工事は、いずれも立ち退きに伴う給排水施設の移設工事であり、工事の必要性は当初から予見できたため、一括して発注することが可能であったと考えられるにもかかわらず、修繕箇所ごとに個別の契約を締結していた。</p> <p>一つの契約で実施可能な工事を分割して発注すると、一件あたりの契約金額が下がり、意図的な過少決裁や競争入札の回避が行われたのではないかとの疑念を市民に抱かせかねない。安易な分割発注は厳に慎まれない。</p>	<p>今後、発注方法を精査し、安易な分割発注は行わないようにいたします。</p>
2	<p>【市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料（その2）】</p> <p>支出負担行為による修繕料の執行は、緊急を要する少額のもので執行何処理ができなかった場合にのみ例外的に認められる処理である。道路課においては、修繕料で執行する修繕工事は全て支出負担行為で執行しているとのことであるが、修繕料の執行にあたっては、金額や緊急性を吟味し、内容に応じて適切に事務処理を行われたい。</p>	<p>今後、金額や緊急性を精査し、適切に事務処理を行うようにいたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 道路課	
委員意見		今後の方針等
3	<p>【市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料（その2）】</p> <p>道路課において、修繕料で執行する修繕工事については、仕様書を作成していなかった。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するという事は、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。仕様を明文化し、意思疎通に齟齬の発生しないよう努められたい。</p>	<p>今後、仕様書の作成を検討いたします。</p>
4	<p>【市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料（その2）】</p> <p>相手方に着工届や完了通知書等を提出させているが、提出に関する規定が明文化されていなかった。業務上必要な書類であれば、記載内容や提出時期等について明文化し、相手方に示されたい。</p>	<p>必要書類について明文化し、相手方に示すようにいたします。また、仕様書に記載することを検討します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 下水道総務課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【受益者負担金】</p> <p>督促状は、下水道事業受益者負担金督促状（様式第7号）によるものとする（茨木市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則）としているが、滞納者に発送した督促状の審査請求に関する教示内容が誤っていた。</p>	措置状況
		措置済 令和4年11月7日
		<p>受益者負担金の督促状について、教示文を規則通りに修正し、督促状エクセルのコメントに「受益者負担金の教示文は受益者分担金とは相違（審査請求前置でない）。規則通りの教示文とすること。」を記載した。</p> <p>また、ファイルにその旨を記載した文書を貼った。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 下水道総務課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【受益者負担金】 【受益者分担金】 【公設浄化槽分担金】</p> <p>債権管理台帳について、権限者による確認が行われていなかった。内部統制の観点から、権限者が都度確認し、確認したことの記録を残されたい。</p>	<p>債権管理台帳の処理経過表について、権限者の確認表を作成し添付いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課		建設部 下水道施設課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市テレメータ保守点検業務委託料】</p> <p>契約締結伺において、契約書の条項の決裁を受けていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月11日
		<p>契約締結伺時に添付資料などの決裁漏れや記載漏れを防ぐための注意喚起事項を記載したシートや改善マニュアルを作成し、業務委託関係綴に綴りました。</p>	
2	<p>【茨木市テレメータ保守点検業務委託料】</p> <p>契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結伺等に免除理由の記載がなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月11日
		<p>契約締結伺時に添付資料などの決裁漏れや記載漏れを防ぐための注意喚起事項を記載したシートや改善マニュアルを作成し、業務委託関係綴に綴りました。</p>	
3	<p>【水路浚渫等包括的業務委託料】</p> <p>見積要項書において、単価表を見積金額の内訳として同封すること（注意事項1）とし、見積依頼業者に単価表の様式を送付しているが、見積徴収起案で決裁を受けた様式と異なるものを誤って送付したとのことであり、その結果、見積者から提出された単価表中、工種の名称が誤っていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月11日
		<p>業者に事情を説明し、送付した様式と決裁を受けた様式を差し替えました。修正前の様式データファイルを削除し新様式に置き換えました。</p> <p>業者への書類送付時は、送付物が決裁時のものと異なることの無いように、必ず二名以上で確認する事とし、その旨を記載した貼り紙を係内の見える場所に掲示しました。</p>	
4	<p>【水路浚渫等包括的業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としているが、第三者が業務の一部を実施しているにもかかわらず、承諾に係る手続きをさせていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月10日
		<p>第三者業務の承諾書についてはすべて提出され、適切と判断したため承諾いたしました。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	建設部 下水道施設課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
5	<p>【水路浚渫等包括的業務委託料】</p> <p>仕様書に明確に記載のない業務について、変更契約を締結せずに実施させていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月10日
		令和5年度業務委託に向け、実務と合致した仕様書に見直しました。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	建設部 下水道施設課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【茨木市テレメータ保守点検業務委託料】</p> <p>見積要項書において、見積書の提出方法を郵送可としていたが、提出を令和4年3月30日の午前9時から午後4時に限定していた。また、実際の受付にあたっては、提出のあったときにその日付で受付印を押印していたが、提出時間について管理していなかった。見積書の提出日を限定することは、それ以前の提出が無効になるという重要事項であり、郵送提出にはすぐわないと考えられる。提出期限の記載について留意されたい。</p>	<p>郵送提出可の場合、時間を区切ることなく、提出期限日のみを記載するように改めます。</p>
2	<p>【茨木市テレメータ保守点検業務委託料】</p> <p>見積要項書において、随意契約要項書における注意事項の内容を遵守すること（注意事項6）としているが、相互の内容及び実際の事務との矛盾が見受けられた。契約事務に際しては安易に前年度の内容を踏襲せず、契約事務に関する資料の標準例等を参考に、必要な内容を過不足なく記載し、正しい事務執行となるよう留意されたい。</p>	<p>契約検査課の見本を基に見積要項書を作成し、事務を執行いたします。</p>
3	<p>【水路浚渫等包括的業務委託料】</p> <p>本件業務委託について、産業廃棄物の処理費用は処分量より算出（仕様書別紙3 汚泥運搬処理）することや、午後5時15分から翌朝8時45分までの作業は夜間単価とする（仕様書別紙6 緊急災害時対応）ことを仕様書に記載しているにもかかわらず、単価表には当該単価の設定をしていないなど、仕様が実務と一致していない事例が見受けられた。また、案件ごとに必要な材料や人員などが異なる業務は、必要経費も案件ごとに異なる可能性があるが、共通の単価設定としている事例も見受けられた。</p> <p>契約全体の整合性が取れていないと考えられるので、委託業務の内容を整理し、仕様を見直されたい。</p>	<p>委託業務内容を整理し、実務と合致した仕様に見直すとともに、仕様に見合う単価設定を行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	教育総務部 教育政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【小・中学校トイレ清掃業務委託料】 委託料の支払いについては、支払方法は月払とし、実施月に係る清掃業務実施報告書による履行確認後に支払うものとする（仕様書6）としており、作業1回あたりの単価に実施月の作業回数を乗算して得た額を支払っているが、契約書に作業1回あたりの単価や、月払の支払額の算出についての規定を設けていなかった。	措置状況	措置済 令和4年10月28日
		次年度以降継続実施する場合は左記のように規定します。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	教育総務部 施設課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【中学校施設使用料】</p> <p>使用料について、計算誤りにより過小及び過大請求となり、その過小及び過大請求の調整を翌月以降の使用料の減額及び増額で行っている事例が多数見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月8日
		今後、適切に対応してまいります。	
2	<p>【中学校施設使用料】</p> <p>教育施設等を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の7日前までに茨木市教育施設等使用許可申請書を委員会に提出し、その許可を受けなければならない（茨木市教育施設等使用条例施行規則第4条）とされているが、申請期間外の申請を受け、使用を許可している事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月8日
		今後、適切に対応してまいります。	
3	<p>【中学校施設使用料】</p> <p>委員会は、教育施設等に支障のない範囲で当該教育施設等の使用を許可するものとする（同条例施行規則第5条）とされ、学校施設及び設備の貸与は、校長の意見をきき教育委員会が許可する（茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第9条）ものであり、学校教育施設等の許可に関することは、施設課長の専決事項とされている（茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則第5条）が、許可書の交付を各学校で行っていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年10月27日
		施設課長の決裁後に許可できるよう事務処理を改めました。	
4	<p>【中学校施設使用料】</p> <p>市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とし、その事項として債権の発生及び徴収に係る履歴（同条例施行規則第2条第4号）とされているが、台帳に督促を行った記録をしていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月8日
		台帳に督促の記録をしてまいります。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	教育総務部 施設課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
5	<p>【通学路交通専従業務委託料】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品の購入及び役務の提供に関する契約は、発注見通し及び契約締結前には、契約の名称、契約内容、契約相手方の決定方法、選定基準、申請方法、並びに契約締結後には、契約の名称、契約の相手方となった者の名称、契約金額、契約内容、契約の相手方となった理由を、情報ルームに備え置く方法で公表する（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約等の公表実施要綱第2、第3、第4）とされているが、公表していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年10月27日
		関係課と調整し、公表いたしました。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	教育総務部 社会教育振興課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【公民館講座受講料】</p> <p>講座を受講しようとする者は、教育委員会に茨木市公民館定期講座受講申込書を提出しなければならない（茨木市立公民館定期講座開設要綱第9）としているが、講座受講申込書を提出させていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月4日
		令和4年11月4日、各公民館長に対して、指摘事項に関する説明資料を配付し、公民館講座開催の際には受講者から講座申込書を必ず提出してもらうよう、指示を行いました。	
2	<p>【小豆島町との子ども交流事業にかかるバス借上料】</p> <p>決裁済みの支出負担行為を変更する場合の決裁は、増額の場合は変更後の金額、減額の場合は変更前の金額による専決区分となります（財務事務について V事務処理における留意事項等）とされているが、減額変更の変更契約伺を変更前の部長決裁ではなく、課長決裁としていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月8日
		部長及び次長に内容を説明し、追認をいただきました。なお、今後、適正な事務執行に努めます。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課		学校教育部 学校教育推進課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【外国語指導講師派遣業務委託料】</p> <p>長期継続契約の手続きにおいて、執行伺には当該契約に係る当年度予算額と契約期間全体の予定総額を併記すること（長期継続契約事務にあたっての留意事項）とされているが、契約期間全体の予定総額を併記していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月10日
	今後、起案には契約期間全体の予定総額を記載するようにいたします。		
2	<p>【外国語指導講師派遣業務委託料】</p> <p>受託者は、契約締結時に、この契約書に記載する契約代金額の内訳書を作成し、茨木市に提出しなければならない（契約書第8条第1項）としているが、契約代金内訳書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月10日
	次年度より契約書の条項を見直します。		
3	<p>【外国語指導講師派遣業務委託料】</p> <p>受託者は、契約締結時に業務計画書を作成し、茨木市に提出し、その承諾を受けなければならない（契約書第8条第2項）としているが、業務計画書を提出させ、承諾していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月10日
	次年度より契約書の条項を見直します。		
4	<p>【外国語指導講師派遣業務委託料】</p> <p>茨木市は、受託者から第7条第1項の規定による完了報告書の提出を受けたときは、受託者の立会いの上、仕様書に基づき検査を行うものとする（契約書第37条第2項）としているが、検査を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月10日
	次年度より契約書の条項を見直します。		

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）	
監査対象部課	学校教育部 学校教育推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【外国人児童生徒対象授業通訳者派遣事業報償金】</p> <p>学校教育推進課では、学校長からの申請により通訳者の派遣を決定した時、学校長に対しては派遣決定の通知、また、通訳者に対しては通訳の依頼を文書で行っているが、手続が遅延している事例が見受けられた。</p> <p>要綱等には、派遣の決定及び通訳の依頼についての規定がないことから、事務処理を明確にするため、派遣の決定及び通訳の依頼について、要綱等に規定されたい。</p>	<p>今年度末までに派遣の決定及び通訳の依頼についての規定を加える等要綱を見直します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年8月26日（金）～ 10月7日（金）		
監査対象部課	消防署 救急救助課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【救急活動事後検証報償金】 報償費の支出については、文書管理システムでの実施起案が必要（財務事務について 支出負担行為等の処理区分・件名・内容入力例）とされているが、文書管理システムによる実施起案をしていなかった。	措置状況	措置済 令和4年10月17日
		文書管理システムによる実施起案をしました。	
2	【ストレッチャー保守点検手数料】 契約締結伺において、仕様書を添付せずに決裁していた。	措置状況	措置済 令和4年11月11日
		契約締結時に仕様書を添付して決裁します。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）		
監査対象部課	企画財政部 政策企画課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【会計年度任用職員報酬】</p> <p>所属長は、会計年度任用職員の任用を必要とするときは、その日の10日前までに任命権者に任用申請書を提出しなければならない（茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則第6条第1項）とされているが、当該会計年度任用職員について、任用申請を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月12日
		<p>今後、会計年度任用職員の任用を必要とする場合は、任用申請を行うよう徹底いたします。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）		
監査対象部課	企画財政部 財産活用課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【スマートロックシステム使用料】</p> <p>本件使用料は、システム導入時の導入業務委託仕様書において、令和4年度以降の管理システム利用に係る契約は別途締結する（仕様書第1章 4）こととしている。しかしながら、令和4年度の使用料の見積徴取や利用契約の締結等の事務手続きを行っていないかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月20日
	<p>今年度については、関係課との調整が不十分なまま進めてしまいました。今年度の契約内容を確認するため、見積書を徴取し、相手方と覚書を交わしました。なお、来年度については、相手方や関係課と調整し、適切に事務執行します。</p>		
2	<p>【スマートロックシステム使用料】</p> <p>支出負担行為決議書に、本来添付すべき資料ではなく、本件使用料と関係のない資料を添付していた。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月20日
	<p>本件は、資料の修正に伴い、適切に差替えができていなかったことによるものです。今後は、適切に事務執行します。</p>		

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）		
監査対象部課	企画財政部 情報システム課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【アマゾンウェブサービス（AWS）利用料】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（財務規則第129条第5項）とされているが、免除根拠を記載していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月10日
		<p>契約手続きマニュアルに免除根拠を記載する旨を追記するとともに、課内で指摘事項の情報共有を行いました。今後は管理職を含めたチェック体制の強化を図り、適切な処理に努めてまいります。</p>	
2	<p>【アマゾンウェブサービス（AWS）利用料】</p> <p>AWS利用料は、利用実績に応じた従量課金であるため、契約締結時には支出額が確定しておらず、そのように支出額が確定しないものについては、文書管理システムでの実施起案が必要（財務事務について 支出負担行為等の処理区分・件名・内容入力例）とされているが、令和4年度分について文書管理システムによる実施起案をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年11月10日
		<p>契約手続きマニュアルに文書管理システムでの実施起案が必要な事を追記するとともに、課内で指摘事項の情報共有を行いました。今後は管理職を含めたチェック体制の強化を図り、適切な処理に努めてまいります。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）	
監査対象部課		健康医療部 医療政策課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【災害医療コーディネート研修に係る業務委託料】 【病院誘致に係るコンサルティング業務委託料】</p> <p>受託者は、業務開始前に仕様書に定めた書類を本市に提出し、承認を受けるものとしているが、承認をしていなかった。</p>	措置状況	<p>【災害医療コーディネート研修に係る業務委託料】 措置済 令和4年12月23日</p> <p>【病院誘致に係るコンサルティング業務委託料】 措置済 令和4年12月26日</p>
			<p>【災害医療コーディネート研修に係る業務委託料】 令和4年12月23日付けで承認手続きをいたしました。</p> <p>【病院誘致に係るコンサルティング業務委託料】 令和4年12月26日付けで承認手続きをいたしました。</p>
2	<p>【病院誘致に係るコンサルティング業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月20日
			今後、契約締結において契約保証金を免除する場合には、根拠条項と合わせてその旨を記載します。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）		
監査対象部課	健康医療部 健康づくり課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【特定健診受診勧奨事業業務委託料】 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りではない（契約書第7条）としているが、再委託の承認申請について、承認が大幅に遅延していた。	措置状況	措置済 令和4年12月23日
		以後、再委託承認申請につき、早期に処理いたします。	
2	【特定健診受診勧奨事業業務委託料】 通知物は3回に分けて発送する。各回の発送対象者数については、市の承諾を受けることとする（仕様書第4（2）イ）としているが、承認の意思決定を行っていなかった。	措置状況	措置済 令和4年12月23日
		以後、承認時に決裁による意思決定を行います。	
3	【特定健診受診勧奨事業業務委託料】 随意契約要項書の契約保証金欄が記載されていない。	措置状況	措置済 令和4年12月23日
		以後、契約保証金を入力いたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）	
監査対象部課	健康医療部 健康づくり課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【特定健診受診勧奨事業業務委託料】</p> <p>本件業務委託においては、受託者より、受診勧奨通知の印刷・発送について第三者に再委託することの申請がされ、市は、再委託事業者名や再委託業務の範囲、個人情報取り扱いの有無で判断し、再委託を承認している。</p> <p>受診勧奨通知の印刷・発送業務には、個人情報の取扱いがあることから、承認にあたっては、以下の条件等を附すなどとしたうえで、より厳密な承認審査の実施を検討されたい。</p> <p>(1)本市情報セキュリティに関する特記仕様書を含む個人情報保護の原契約の規定を再委託先に順守させること。</p> <p>(2)再委託先が、更に業務を委託することを禁止すること。</p> <p>(3)受託者が、再委託先の行為に対して責任を負うことを明確化すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、再委託先での個人情報保護について、適切な対応を検討いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）		
監査対象部課	市議会事務局 総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市議会ペーパーレス会議システム利用料金】</p> <p>契約を締結しようとするときは、対価の額等を記載した契約書を作成しなければならない（茨木市財務規則第127条第1項及び同項第4号）とされている。本件利用料については契約期間を1年間とする総価契約であり、見積額の100分の110の額を契約締結額として意思決定していた。しかしながら契約書に対価の額である契約締結額を記載していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月9日
		<p>次年度の契約において同様の不備が生じないように、次年度の契約書（案）のデータを作成し、第4条（料金）を（システム利用料）とし、月額利用料を対価の額として契約締結額を記載するよう修正した。</p> <p>また、監査の指摘事項を課内で情報共有を行うとともに、同様の不備がないか他の契約書についても確認を行った。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）		
監査対象部課	水道部 浄水課（総務課）		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【十日市浄水場脱水ケーキ埋立処分手数料】</p> <p>契約事務では、相手方は原則、競争・比較により選定するものであるため、一者と随意契約を行う場合は、必ず「唯一の業者である」旨を記載してください（財務事務の留意点について財政課）とされている。本件処分手数料では、一者による特命随意契約を行っているが、契約の方法及び随契契約理由を、起案文書に記載していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月9日
		<p>今後は、契約方法及び随意契約理由について、明記を徹底します。</p>	
2	<p>【十日市浄水場脱水ケーキ埋立処分手数料】</p> <p>本市水道部と契約を締結する者は、当該契約に係る契約金額の100分の5以上の契約保証金を、契約締結の際、納付させるものとする（茨木市水道事業契約規程第30条第1項）とされているが、管理者は、一定の要件に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる（同規程第31条）とされている。本件処分手数料では、契約保証金を免除しているが、契約保証金について、起案文書に記載していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年12月9日
		<p>今後は、契約保証金免除の根拠等について、明記を徹底します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年10月11日（火）～ 11月18日（金）	
監査対象部課	水道部 浄水課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【十日市浄水場安威系送水ポンプ吐出電動弁修繕料】</p> <p>相手方に業務着手届、工程表及び業務計画書を提出させているが、提出に関する規定が明文化されていなかった。業務上必要な書類であれば、記載内容や提出時期等について明文化し、相手方に示されたい。</p>	<p>今後は、業務上必要な書類について、仕様書等に明記します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	市民文化部 市民生活相談課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【狂犬病予防注射済票交付手数料】</p> <p>現金出納員が、日々窓口にて現金を収納する場合について、調定の時期は月単位を限度とする（令和4年度 庶務担当者説明会資料 会計事務P11）とされているが、調定の時期が大きく遅延している事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月1日
		<p>今後においては、調定処理確認表を作成し、当該月の翌月10日までに調定処理を行います。</p>	
2	<p>【路上喫煙防止対策マナー推進員配置業務委託料】</p> <p>契約解除時の違約金額は、委託料の100分の5以上（単価契約の場合は、予定総額の100分の5以上）とする（一般業務委託契約書見本）とされているが、本件委託契約の違約金額を、100分の5以上としていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年1月4日
		<p>契約相手方と交渉し、違約金額を予定総額の100分の5以上とした変更契約を締結しました。今後、確認強化を図ってまいります。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）	
監査対象部課		市民文化部 スポーツ推進課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【福井市民体育館使用料】</p> <p>本件使用料の徴収業務について、福井市民体育館管理等業務の受託者に委託し、その旨を告示しており、告示文において収納の方法を「利用者から体育館使用料を徴収し、金融機関に入金する」としている。しかしながら、告示の内容と管理等業務委託の内容が一致していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年4月1日
		<p>管理等業務委託の内容と一致した告示文といたします。（令和5年度から）（R5.2.14、R5.3.10）</p> <p>令和5年度から、管理等業務委託の内容と一致した告示文といたしました。</p>	
2	<p>【福井市民体育館使用料】</p> <p>本件使用料について、団体の代表者の住所が市外であるときの使用料の額は、別表に規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする（茨木市立市民体育館条例第15条第2項）とされている。</p> <p>しかしながら、団体の代表者が本市に在勤または在学の場合、住所が市外であっても料金の加算をしない取扱いとしていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年4月1日
		<p>条例どおりの取扱いといたします。（R5.2.14、R5.3.10）</p> <p>条例どおりの取扱いといたしました。</p>	
3	<p>【市民プールのあり方に係る整備方針検討業務委託料】</p> <p>仕様書において、監督職員の承諾や承認を得ることを受託者に義務付けているが、承認にかかる起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月1日
		<p>これまで納品された成果物について、承認の起案・決裁を行いました。</p> <p>今後の納品物についても適宜起案、決裁を行います。</p>	
4	<p>【謎解きウォーキング実施業務委託料】</p> <p>プロポーザル方式による契約事務について、候補者決定後、担当課は、決定した候補者と当該業務において協議を行い、候補者からの提案内容、協議内容等に基づいて仕様書を作成する（提案・協議内容を反映した仕様書を必ず作成すること。）（茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項 12）とされている。</p> <p>しかしながら、提案内容及び協議内容を反映した仕様書としていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月1日
		<p>今後は提案内容及び協議内容を反映した仕様書を作成するようにいたします。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）	
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【謎解きウォーキング実施業務委託料】</p> <p>本業務委託はプロポーザル方式により選定した候補者と契約締結しているが、本業務におけるイベント内容や景品の内容等について、仕様書に具体的に規定しておらず、契約締結後に受託者に対し工夫することを求めたり、受託者からの提案を受けて協議の上、決定することとしている。</p> <p>しかしながら、協議の記録や、提案を受けて決定するにあたり意思決定した記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、意思決定の内容を起案・決裁のうえ保存されたい。</p>	<p>今後は協議の記録や、提案を受けての意思決定の起案・決裁をするようにいたします。</p>
2	<p>【短期ウォーキングサークル運営業務委託料】</p> <p>業務実施日時について、詳細な日時は市と受託者との協議の上、決定する（仕様書 2）としており、また、業務実施場所について、市が指定する場所（仕様書 3）としている。しかしながら、協議の記録や、権限者による意思決定の記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、意思決定の記録を作成し、起案・決裁のうえ保存されたい。</p>	<p>今後は協議の記録や意思決定の起案・決裁をするようにいたします。</p>
3	<p>【短期ウォーキングサークル運営業務委託料】 【ウォーキング講習会等実施業務委託料】</p> <p>ウォーキングの指導等を行う講師の人数について特に指定していなかった。安全性や指導効果を考慮したうえで、人数を規定した仕様書を作成されたい。</p>	<p>安全性や指導効果を確保するため、派遣講師の条件として、一定の講師経験と人数について仕様書に追加いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	市民文化部 人権・男女共生課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市多文化共生支援事業業務委託料】</p> <p>受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、前項の委託料の請求が正当であると認めるときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする（同条第2項）としているが、7月支払分について、実績報告書が提出されていないにもかかわらず、委託料を支払っていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月15日
		<p>令和4年12月に受託業者に連絡を行い、当該報告書について遅滞なく提出するように指示しています。</p> <p>今後は、提出された実績報告書により履行を確認した上で、適切に支払処理を行います。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）	
監査対象部課	市民文化部 人権・男女共生課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【豊川いのち・愛・ゆめセンター使用料】</p> <p>運用金の管理について、金種の内訳は都度変動することから、金種表を作成するなど管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。</p>	<p>12月から金種表を作成し、権限者が日々確認し、確認したことの記録として確認印を押印する等適切な管理を行っています。</p>
2	<p>【茨木市多文化共生支援事業業務委託料】</p> <p>委託業務の実施日、実施時間及び実施場所について、市と受託者の協議に基づき決定する（仕様書4）としているが、協議の記録や、権限者による意思決定の記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、意思決定の記録を作成し、起案・決裁のうえ保存されたい。</p>	<p>委託業務の実施日等について、協議の記録や権限者の意思決定について、起案・決裁のうえ保存します。また、変更等が生じた際も遅滞なく同様の処理を行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	こども育成部 こども政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【ヤングケアラー調査業務委託料】 本件業務委託において、受託者は、本業務の実施に先立ち、本市と日程及び具体的な内容の事前調整を行ったうえで実施計画書を作成し本市の許可を得ること（仕様書 7その他（4））としているが、業務の実施に先立ち、許可にかかる意思決定を行っていなかった。	措置状況	措置済 令和5年2月14日
		今後、実施計画書を作成した際は、速やかに意思決定を行うよう徹底いたします。	
2	【ヤングケアラー調査業務委託料】 公募型プロポーザル方式では、執行伺の起票を事前協議後、選定会議の設置までに行う手順とされている（公募型プロポーザル方式実施フロー）が、企画提案の審査後に起票しており、大幅に遅延していた。	措置状況	措置済 令和5年2月1日
		今後、公募型プロポーザル方式を実施する際は、マニュアル等に基づき速やかに事務を執行いたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）	
監査対象部課	こども育成部 こども政策課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【ヤングケアラー調査業務委託料】</p> <p>本件業務委託において、受託者は、本業務の実施に先立ち、本市と日程及び具体的な内容の事前調整を行ったうえで実施計画書を作成し本市の許可を得ること（仕様書 7 その他（4））としている。</p> <p>しかしながら、ヤングケアラー実態調査の委託内容に法令等で禁止されていることが見受けられないため、禁止の解除である「許可」は適切とはいいがたいと考えられるので、仕様書の文言について整理されたい。</p>	<p>今後仕様書を作成する際には適切に対処します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	こども育成部 保育幼稚園総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【日本スポーツ振興センター共済掛金】</p> <p>日本スポーツ振興センターの共済掛金は、児童が5月1日に在籍している保育所・園で支払うこととなっており、5月1日付けで市立保育所から私立認定こども園へ転園した児童の4月中に納付された共済掛金は還付しなければならないが、還付していない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和5年1月11日
		<p>当該案件については令和5年1月11日に還付を行った。来年度以降は、5月1日時点の在籍者数と掛金徴収額について差異がないかどうか、5月中に複数人での確認を徹底する。確認の結果、還付の必要がある案件は5月中に確実に処理を行う事とする。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	こども育成部 保育幼稚園事業課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【私立保育所利用者負担額滞納繰越分】</p> <p>収納出納員は、特別の事情がある場合を除くほか、出納取扱店又は収納取扱店等における即日又は翌日以後の直近営業日に、納付書にその現金等を添えて払い込まなければならない（茨木市財務規則第31条第2項）とされているが、金融機関等への入金が遅延している事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月14日
		規則について認識できていなかったため、マニュアルにまとめ、翌営業日までに処理するよう認識を統一した。	
2	<p>【私立保育所利用者負担額滞納繰越分】</p> <p>現金出納簿の差引残高の記入の仕方や月纏め後の残高が誤っていたり、権限者の確認が月に1回のみとなっていたりするなど、現金管理が不適切であった。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月14日
		入出金の都度、権限者の確認を行うように改め、マニュアルに記載した。	
3	<p>【私立保育所利用者負担額滞納繰越分】</p> <p>滞納処理経過表に関して、応接者、滞納理由や連絡先などを誰が見てもわかるように簡潔に記載する（債権管理マニュアル強制徴収公債権版）とされているが、応接者の名前が記載されていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月1日
		現在、交渉経過は紙の帳票を廃止し滞納管理システムで電磁的に記録するようにしており、「対応者」が記録時に自動的に記録される。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	都市整備部 都市政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市都市計画マスタープラン及び茨木市立地適正化計画改定業務委託料】</p> <p>受託者は、経験のある主任技術者を定め、発注者の承認を受けるものとする（仕様書7）としているが、承認をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年1月24日
		承認処理を行いました。（茨都第1758号, 茨木市指令都第284号） 以後、仕様書に基づき適正に処理します。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）	
監査対象部課	都市整備部 都市政策課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【各種冊子頒布収入】</p> <p>金銭出納帳について、権限者による確認が月に1回のみとなっていた。内部統制の観点から、権限者が日々確認することを検討されたい。</p>	令和4年12月1日より権限者が、日々確認を行うことに改めました。
2	<p>【茨木市都市計画マスタープラン及び茨木市立地適正化計画改定業務委託料】</p> <p>当該契約は、令和4年度末までを契約期間とした契約であるが、業務自体は複数年度にわたる実施を予定していることから、仕様書に令和5年度及び令和6年度の業務内容についても記載していた。</p> <p>しかしながら、契約書に添付する仕様書に契約年度以外の業務を記載することは適切とはいえないので、記載しないようにされたい。</p>	以後、記載しないようにします。
3	<p>【茨木市組合等土地区画整理事業補助金】</p> <p>当該補助金については、事業計画の変更に伴い変更承認を行っているが、金額の変更を伴わないことから、決裁権者を交付決定時の市長ではなく、都市政策課長としていた。</p> <p>しかしながら、本件補助金の変更は、設計図や資金計画などの事業計画に係る変更であることから、金額の変更を伴うか否かにかかわらず、交付決定時の決裁権者が変更内容を把握しておく必要があると考えられる。</p> <p>決裁権者の設定については、変更内容等を勘案し、慎重に検討されたい。</p>	決裁権者については、変更内容等を踏まえ検討し、適切に設定します。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月12日（木）		
監査対象部課	都市整備部 居住政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市空家活用事業補助金】</p> <p>本件補助金に係る二次審査は、茨木市空家等対策協議会に諮問しているが、協議会から審査結果についての答申を受理する前に、二次審査結果を申請者に通知していた。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月1日
	<p>本指摘事項を課内に共有し、今後の協議会において審査を行う場合は、協議会の答申を受理した後に、審査結果を申請者に通知するよう徹底いたします。</p>		
2	<p>【茨木市空家活用事業補助金】</p> <p>決裁済みの支出負担行為を変更する場合の決裁は、増額の場合は変更後の金額、減額の場合は変更前の金額による専決区分となります（財務事務について V 事務処理における留意事項等）とされているが、本件補助金の支出負担行為の減額変更を変更前の企画財政部長決裁ではなく、課長決裁としていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年2月1日
	<p>本指摘事項を課内に共有し、支出負担行為の減額変更を行う場合は、変更前の金額による専決区分に基づき決裁処理を行うよう徹底いたします。指摘のあった支出負担行為につきましては、正しい専決区分に基づき追認いただきました。</p>		

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）		
監査対象部課	総務部 総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【本館ほか消防設備借上料】</p> <p>市は、受託者から物品の納入を受けた後、速やかにこれを検査し、物品にかしのないことを確認しなければならない（契約書第3条第1項）としており、受託者から機器承認願が提出されているが、承認にかかる起案・決裁を行っていないかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月23日
		<p>今後は、契約書の内容に従い適切に事務を行う。</p>	
2	<p>【本館ほか消防設備借上料】</p> <p>受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、この限りでない（契約書第5条）としており、受託者から再委託承認願が提出されているが、承認にかかる起案・決裁を行っていないかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月23日
		<p>今後は、契約書の内容に従い適切に事務を行う。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）	
監査対象部課	総務部 法務コンプライアンス課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【訴訟業務委託料】</p> <p>委託料算出にあたって、委任契約書第2条の規定に基づき、委任先の報酬規程に定める基準に従い30%の増額をしているが、増額根拠が不明確であるため、その根拠を示すようにされたい。</p>	<p>今後、委託料の算出に当たって、委託先の報酬規程に基づき増額又は減額を行う場合は、適用条項のみではなく、いかなる理由で当該条項を適用し、増減を行ったかという点についても記載し、根拠を明確に示すようにする。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）	
監査対象部課	総務部 資産税課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【相続人代表者届等返信用切手】</p> <p>切手受払簿について、権限者による都度確認を行っていない事例が見受けられた。切手は、物品のなかでも、換金が容易である性質から、現金と同様の管理を行うことが適当であると考えられる。そのため内部統制の観点から、現金と同様に、権限者は受払の都度確認を行われない。</p>	<p>切手の受払いについて、払い出し時には担当者と第3者のダブルチェックを行い、権限者の確認はまとめて行っていたが、都度確認に務め、さらなる厳正な切手管理を行う。</p>
2	<p>【相続人代表者届等返信用切手】</p> <p>相続人代表者届等返信用切手について、受払の記載を、実際に郵便物を発送した時ではなく、返信用封筒の作り置きのために保管場所から取り出した時にしていた。また、そのような作り置きした返信用封筒は切手とは別に保管され、権限者による管理が行われていなかった。</p> <p>切手は、物品のなかでも、換金が容易である性質から、現金と同様の管理を行うことが適当であると考えられるので、管理方法については、切手の使用方法や事務の効率性等を勘案し、検討されたい。</p>	<p>切手管理については、返信用封筒に切手貼付した時点で払い出しとしていたが、今後は切手貼付済みの返信用封筒についても受払簿で管理することとし、実際に使用（または使用準備）するまで切手及び切手貼付済封筒を一括管理とする。</p> <p>さらに、受払簿には使用用途記載を求めるほか、使用準備で払い出した後に未使用や返却の場合も一括管理するなど厳正な管理に努める。</p> <p>なお、事務によっては返信率に応じて切手使用と受取人払郵便を費用対効果を考慮して併用しているが、今後、返信封筒が不要となる電子申請についても検討し、可能な限り推進していく。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）	
監査対象部課	総務部 収納課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【市税償還金】</p> <p>現金出納簿について、権限者による確認が行われていなかった。内部統制の観点から、権限者が都度確認し、確認したことの記録を残されたい。</p> <p>また、本件償還金は毎月精算し戻入しているが、戻入したことを現金出納簿に記載していなかったため、記載されたい。</p>	<p>権限者の確認簿を作成し、月毎に確認することとした。</p> <p>また、精算後の戻入については、戻入伝票の決済日を確認のうえ戻入日を記載し、今後は戻入時に確認簿の記録と合わせて、出納簿にも戻入日を記録することとした。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）	
監査対象部課	福祉部 地域福祉課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【シニアいきいき活動ポイント事業業務委託料】</p> <p>提出された見積書に作成日が記載されておらず、封筒に受付印の押印もなかったことから、日付に関する情報が一切ない状態となっていた。見積書の日付は、作成者がどの時点で内容を記載したかを示すものであり、見積の有効性を確認する上で重要な要素であることから、不備がある場合は、適切に対応されたい。</p>	<p>今後、見積書に作成日の記載を徹底するとともに、受け取りの際に受付印の押印を徹底し、適正な処理を行います。</p>
2	<p>【茨木市非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付業務委託料】</p> <p>受託者は、業務の実施状況について、日報、月報を作成し、定期的に、市へ報告書を提出すること（仕様書6(5)ウ）としているが、月単位の実績報告書に日ごとの処理件数を記載したものを提出させているのみであった。</p> <p>日報とは一般的に、業務の進捗状況を把握するために日々提出させるものであり、業務実績を把握するための月報とは目的を異にするため、双方を兼ねることはできないと考えられる。提出物の定義及び必要性について精査されたい。</p>	<p>今後、業務委託における受託者から日報・月報を提出させる場合は、異なる様式を作成し、日報は毎日提出するよう指示します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）		
監査対象部課	福祉部 生活福祉課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【生活保護受給者等就労支援事業委託料】</p> <p>請求書において、住所、商号及び代表者は伝票の相手方と一致すること、また、請求金額の内訳には消費税等の有無を記載すること（会計事務 参考4 請求書等の様式及び記入見本）とされているが、商号が伝票の相手方と一致しておらず、また、消費税等の有無を記載していない請求書を受領し、支払っていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月1日
	委託業者へ連絡し、請求書に記載する商号を伝票の相手方と一致させ、消費税等の有無を記入することとしました。		
2	<p>【生活保護受給者等就労支援事業委託料】</p> <p>受託者は、毎月及び委託期間終了時に、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としているが、実績報告書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年4月4日
	<p>委託業者へ説明を行い、令和5年3月より実績報告書を提出させることとします。（R5. 3. 24）</p> <p>委託業者へ説明を行い、令和5年3月より実績報告書を提出させております。</p>		

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）		
監査対象部課	福祉部 福祉指導監査課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【事業所台帳管理システム（障害）改修業務委託料】	措置状況	措置済 令和5年3月22日
	【事業所台帳管理システム（介護）改修業務委託料】		
	受託者は、業務工程表を作成し、市に提出して、その承認を受けなければならない（契約書第10条）としているが、業務工程表を提出させておらず、承認していなかった。		令和5年度の契約にあたり、契約書の内容については、業務の実態に即した内容とします。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）		
監査対象部課	産業環境部 環境政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市民環境保全活動推進業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としており、令和5年度ええことカレンダー〈いばらき環境家計簿〉作成業務において、成果品の印刷を第三者に委託しているが、市は承諾をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月24日
	<p>受託者が〈いばらき環境家計簿〉の印刷業務を第三者に委託することに関し、早急に受託者に対して書面による承諾の手続きを行います。（R5.3.23）</p> <p>受託者に対して書面による承諾の手続きを行いました。</p>		
2	<p>【市民環境保全活動推進業務委託料】</p> <p>エコライフ入門教室実施事業等において、参加者と講師及びスタッフのための保険に加入する。加入した保険の内容を証明する書類、若しくはその写しを実績報告書と併せて市に提出すること（仕様書5）としているが、提出が大幅に遅延していた。</p>	措置状況	措置済 令和5年3月15日
	<p>今後、受託者からは実績報告書と併せて保険内容を証明する書類、若しくはその写しを、事業の終了から遅滞なく提出いただくようにします。</p>		

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和5年1月13日（金）～ 2月22日（水）
監査対象部課	産業環境部 資源循環課
委員意見	今後の方針等
1	<p>【給水器設置使用料】</p> <p>本件給水機については、設置及び撤去に関する要件として、事前の現地確認や打合せ、期間満了時の撤去等の費用について受注者の負担で行うこと（仕様書7（7））としている。それとは別に、給水機の搬入や設置作業に関する費用は別途市が負担するとのことである。しかしながら、給水機の搬入や設置作業に関する費用を別途市が負担することが仕様書の記載内容では不明瞭であるため、記載内容を明確にされたい。</p>
2	<p>【給水器設置使用料】</p> <p>普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式は、一般的に一者特命随意契約と呼ばれている。一者特命随意契約は、競争入札に比べて公正な契約の締結が確保されないおそれがあり、また、濫用により不正の温床となり得る等の短所を有していることから、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本件給水機設置事業にあたり、本件設置事業者のみを事業実施時に市登録業者とし、一者特命随意契約を用いていることは、令和3年度にモデル設置を行っているという状況に基づいたとしても、公平な契約の締結への疑義を生じさせるものであり、それを払拭させるだけの合理的で客観的な説明がされているとはいえないものであった。</p> <p>普通地方公共団体の契約が競争入札を原則とし、随意契約を用いる条件を限定することについての理解を深め、契約事務への疑義を生じさせることがないように慎重に事務を執行されたい。</p>